

平成 31 年 3 月 20 日

院外処方せんの疑義照会簡素化運用について

南京都病院薬剤部

平素は、当院の処方せんに応需、また、患者さんの服薬状況、処方せんの疑義照会等についてご連絡いただきありがとうございます。特に、処方箋の疑義照会につきましては、医薬品の適正使用、患者さんの安全を担保するうえで、薬剤師法に基づく極めて重要な業務です。反面、調剤上の典型的な変更に伴う疑義照会も多く、問い合わせ対応に伴う患者さん、薬局薬剤師、処方医師の負担、時間的ストレスも問題となっています。そこで、南京都病院では、患者さん、薬局薬剤師、処方医師の負担軽減を図る目的で下記の調剤上の典型的な変更につきましては、疑義照会は不要とさせていただくこととしましたので連絡させていただきます。（従来通り、規格違い、先発・後発で効能・効果に差異がある薬品等について、変更する場合は、疑義照会が必要です。）

なお、下記事項に従い処方変更し調剤した場合は、必ず、**処方箋および別添の疑義照会報告書**を下記連絡先にFAX送信いただきますよう、周知のほど宜しくお願いします。

また、今後、一般名処方に基づいて調剤した場合の情報提供書および後発医薬品の変更報告書の連絡は不要としますので、合わせてご了承承宜しく宜しくお願いします。

1. 疑義照会の不要例について

1) 成分名が同一の銘柄変更

先発品間でも可(原則、薬剤料が同じあるいは低くなる場合)

キプレスチュアブル錠5mg ⇒ シングレアチュアブル錠5mg

* 必ず患者さんに説明し(服用方法、価格)、同意を得て変更して下さい

2) 剤型の変更(安定性、利便性の向上のための変更に限る)

ビオフェルミンR散 ⇔ ビオフェルミンR錠

オロバタジン塩酸塩OD錠5mg ⇒ オロバタジン塩酸塩錠5mg

(粉碎)モサプリドクエン酸塩錠5mg ⇔ モサプリドクエン酸塩散 1%0. 5g

* 必ず患者さんに説明し(服用方法、価格)、同意を得て変更して下さい

* 用法用量が変わらない場合のみ可です

* 安定性、溶解性、体内動態等を十分考慮して行って下さい

* 外用剤の軟膏からクリーム、クリームから軟膏の変更は不可です

3) 別規格製剤がある場合の処方規格の変更(安定性、利便性の向上のための変更に限る)

5mg錠 1回2錠	⇔	10mg錠 1回1錠
10mg錠 1回0.5錠	⇔	5mg錠 1回1錠

* 必ず患者さんに説明し(服用方法、価格、安定性)、同意を得て変更して下さい

4) アドヒアランス等の理由により半割、粉碎あるいは混合すること

* 安定性データに留意して下さい

* 必ず患者さんに説明し(服用方法、価格、安定性)、同意を得て変更して下さい

5) 患者希望あるいはアドヒアランス不良により、一包化による向上が見込まれる場合に一包化指示の追加(一包化不可の指示がある場合は除く)

* 必ず患者さんに説明し(服用方法、価格、安定性)、同意を得て変更して下さい

6) 湿布薬や軟膏での規格変更に関すること(合計処方量が変わらない場合)

アドフィードパップ40mg6枚入7袋 ⇒ アドフィードパップ40mg7枚入6袋

7) 一般名処方における調剤時の類似剤形への変更(先発品類似剤形への変更を含む)

【般】プロチゾラムOD錠0.25mg ⇒ レンドルミン錠0.25mg

* 一般名処方においては、下記範囲内で変更を可能とします(先発・後発は問わない)

・錠剤、口腔崩壊錠、カプセル剤、丸剤、ゼリー剤(1回分包装の場合)、フィルム剤

・散剤、顆粒剤、細粒剤、原末、ドライシロップ剤

・液剤、シロップ剤、ドライシロップ剤(内服用液剤として調剤する場合に限る)

* 必ず患者さんに説明し(服用方法、価格)、同意を得て変更して下さい

8) 服用歴のある配合剤が、単剤の組み合わせ(同一成分および含量)に変更されたと判断でき、患者が希望した時に元の配合剤へ変更すること(薬歴等により、南京都病院への入院により変更されていることを確認すること)

アムロジピンOD錠2.5mg 2T	⇒	ミカムロ配合錠AP 1T
ミカルデイス錠20mg 2T		

9) ビスホスホネート製剤の週1回あるいは月1回製剤が、連日投与の他の処方薬と同一の

日数で処方されている場合の処方日数の適正化

アレンドロン酸塩錠35mg 1T14日 ⇒ アレンドロン酸塩錠35mg 1T2日

* 端数が出る場合は、不足が生じないよう患者さんに確認して下さい

10) 外用剤の用法(適用回数、適用部位、適用タイミング等)が口頭で指示されている場合(処方せん上、用法指示が空白あるいは「医師の指示通り」が選択されている)に用法を追記すること(薬歴上あるいは患者面談上用法が明確な場合)

11) 内服薬の用法が頓服あるいは回数指定にて処方せんに記載があり、具体的な用法が口頭で指示されている場合(処方せん上、用法指示が空白あるいは「医師の指示通り」が選択されている)に用法を追記すること(薬歴上あるいは患者面談上用法が明確な場合を含む)

12) 残薬確認による処方日数の調整

2. 各種、問い合わせ窓口、受付時間について

① 処方内容等に関すること(診療、調剤に関する疑義、質疑等)

薬剤部 平日:8時30分~17時15分

* 調剤過誤、副作用発生等の連絡等に関する問い合わせは、薬剤部にお願いします

② 保険者番号等に関すること(保険者番号、公費負担など)

医事課外来算定係 平日:8時30分~17時15分

連絡先: 南京都病院

TEL 0774-52-0114(代表)

FAX 0774-55-2765

FAX送信先

NHO南京都病院 薬剤部 宛

FAX番号 0774-55-2765


送信枚数 全 枚

疑義照会 報告書

院外処方せんの疑義照会簡素化運用に伴い処方変更し調剤した場合は、速やかに本報告書と処方箋を上記連絡先にFAX送信してください。

FAX送信日、薬局名、薬剤師名、電話番号、FAX番号											
処方箋発行日	診療科										
処方箋左上部氏名上の番号10桁	患者さん氏名										
<table border="1"><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table>											

通信欄

疑義照会内容	
処方変更内容	処方変更後
処方変更前	

■当院の処方箋をお取扱いいただく際には、必ず当院ホームページをご参考のうえ対応のほど宜しくお願ひ致します

<http://mkvoto-hosp.jp/>

トップページ ⇒ 薬剤部 ⇒ 保険薬局さまへのご案内

■処方変更の際は、速やかにご報告ください